



レクリエーション災害補償プランのおすすめ

レクリエーション災害補償プランは普通傷害保険と施設賠償責任保険をセットしたご契約のペットネームです。

行事(レクリエーション)参加中の事故を補償します。

1. ご契約者

各種行事*を開催する市区町村等の自治体または企業等です。

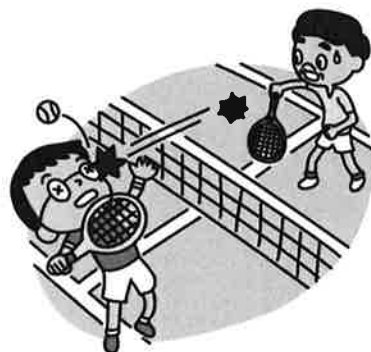
* 1 契約あたりの行事参加者数が45名以上であることが必要です。

2. 保険金お支払いの対象となる事故例

傷 害 保 険



野球の試合中にケガをした。



ボールがぶつかってケガをした。……等

賠償責任保険



運動会で招待客給茶用のプロパンガスが爆発し、
見学者にケガを負わせた。



見学者用のテントの支柱が倒れ、
見学者にケガを負わせた。……等

3. 保険金額（ご契約金額）およびお支払いいただく保険料

保険料は下記の傷害保険保険料と賠償責任保険保険料との合計額になります。

(1) 傷害保険

行事の種類*1 (下線部は、賠償責任保険と取扱いの異なる行事)		保険金額・日額 (ご契約金額)		お支払いいただく保険料 (1名・1日あたり)*2*3
A	バドミントン大会、卓球大会、テニス大会(軟式・硬式)、水泳大会、バレーボール大会、ソフトボール大会、弓道大会、オリエンテーリング(徒歩)、ハイキング、体力テスト、なわとび教室、水泳教室、写生大会、歩こう会、ゲートボール大会、ヨガ、フォークダンス、遠足(日帰り)、バードウォッチング、潮干狩り、キックベースボール	死亡・後遺障害	538.1 万円	1 名あたり 25 円 (団体割引 5% 適用の場合 24 円)
		入院保険金日額	2,000 円	
		通院保険金日額	1,000 円	
B	軟式野球大会(準硬式を含む)、剣道大会、体操競技大会、ボディビル、市民駅伝競技大会、陸上競技、運動会、トランポリン、サイクリング、マラソン大会、ジョギング、ウィンドサーフィン、サッカー教室(試合は除く)、スカッシュ	死亡・後遺障害	538.1 万円	1 名あたり 126 円 (団体割引 5% 適用の場合 120 円)
		入院保険金日額	2,000 円	
		通院保険金日額	1,000 円	
C	サッカー大会、市民スキー大会、硬式野球大会、祭礼で山車・みこしに参加するもの、スケート教室、ハンドボール、バスケットボール	死亡・後遺障害	538.1 万円	1 名あたり 253 円 (団体割引 5% 適用の場合 241 円)
		入院保険金日額	2,000 円	
		通院保険金日額	1,000 円	

*1 上記「行事の種類」に記載のない行事については、代理店または弊社にお問い合わせください。

*2 1日あたりの参加者数が50名未満の場合は、団体割引の適用はできません。

*3 団体割引の適用にあたっては、下記の最低保険料にご注意ください。団体割引を適用しない場合の傷害保険の最低保険料は、1契約につき1,000円です。

傷害保険の団体割引率と
最低保険料

参加者数*4(1日に)	50名以上	500名以上	1,000名以上	3,000名以上
団体割引率	5%	10%	15%	20%
最低保険料	1,900円	45,000円	85,000円	240,000円

*4 開催日数が2日以上の場合には、上記「参加者数(1日につき)」は、1日あたりの平均人数(延べ行事参加者数÷開催日数)とします。

(2) 賠償責任保険

行事の種類 (下線部は、傷害保険と取扱いの異なる行事)		お支払いいただく保険料*5 (1名・1日あたり)	
		支払限度額	
A	バドミントン大会、卓球大会、テニス大会(軟式・硬式)、水泳大会、バレーボール大会、ソフトボール大会、弓道大会、オリエンテーリング(徒歩)、ハイキング、体力テスト、なわとび教室、水泳教室、写生大会、歩こう会、ゲートボール大会、ヨガ、フォークダンス、遠足(日帰り)、バードウォッチング、潮干狩り、キックベースボール	1 億円 (対人・対物共通) 免責金額 (自己負担額): なし	〔プラン①〕 主催者が負う賠償責任のみを対象とする場合 (リスク区分660-001・013) 延べ行事参加者数 1名・1日あたり*7 10 円 1 行事あたり最低保険料 3,000 円
			〔プラン②〕 主催者および参加者が負う賠償責任の両方を対象とする場合*6 (リスク区分660-004・016) 延べ行事参加者数 1名・1日あたり*7 50 円 1 行事あたり最低保険料 5,000 円
B	軟式野球大会(準硬式を含む)、剣道大会、体操競技大会、ボディビル、市民駅伝競技大会、陸上競技、運動会、トランポリン、サイクリング、マラソン大会、ジョギング、ウィンドサーフィン、サッカー教室(試合は除く)、スカッシュ		(リスク区分660-002・014) 延べ行事参加者数 1名・1日あたり*7 10 円 1 行事あたり最低保険料 3,000 円
			(リスク区分660-005・017) 延べ行事参加者数 1名・1日あたり*7 50 円 1 行事あたり最低保険料 5,000 円
C	サッカー大会、硬式野球大会、スケート教室、ハンドボール、バスケットボール		(リスク区分660-003・015) 延べ行事参加者数 1名・1日あたり*7 10 円 1 行事あたり最低保険料 3,000 円
			(リスク区分660-006・018) 延べ行事参加者数 1名・1日あたり*7 150 円 1 行事あたり最低保険料 7,500 円
D	祭礼 その他上記に記載されていない行事	代理店または弊社にお問い合わせください。	
E	スキューバダイビング、山岳登山、ジェットスキー、スカイダイビング、ラフティング、スキー・スノーボードを含む行事(市民スキー大会を含む)	ご契約対象外としております。	

*5 賠償責任保険の保険料については、団体割引の適用はありません。

*6 プラン②にご加入される場合、このパンフレットの内容をご契約者から参加者の方にもご説明ください。

*7 保険料計算式

1名・1日あたり保険料		延べ行事参加者数		適用保険料	
プラン① A・B・C	10 円	×	×	=	のいずれか 高い方 または 1 行事あたり最低保険料
プラン② A・B	50 円				
プラン② C	150 円				
		名	日	円	

ご契約時には、見込みの「延べ行事参加者数」に基づく暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後に「延べ行事参加者数」の実績を申告いただいて確定保険料を算出します。暫定保険料との間に過不足がある場合は、これを精算させていただきます。なお、あらかじめ参加予定者数が決まっている場合は、ご契約時に保険料を確定させ、保険期間終了後の保険料精算を不要とすることができます。詳細は、代理店または弊社にお問い合わせください。

4. 補償の概要

この保険の被保険者は以下のとおりです。

		行事の主催者	行事の参加者
傷 害 保 険		△*8	○
賠償責任保険	プラン①	○	×
	プラン②	○	○

*8 主催者等行事に参加しない者を除くことができます（主催者のみでのお受けはできません。）。

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金		保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険	死亡保険金	●ご契約者、被保険者（行事の参加者）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動等によるケガ *12 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金	
	入院保険金	
	手術保険金	
保 険 金	賠償責任保険	*12 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
	通院保険金	
賠償責任保険	賠償責任	①ご契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮 ③他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。） ⑤航空機、昇降機（貨物専用のものを除きます。）、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理 ⑥施設外にある船、車両（自転車等人力によるものを除きます。）または動物の所有、使用または管理 ⑦販売した商品、飲食物を原因とする食中毒その他の事故 ⑧仕事の終了または引渡し後、その仕事に欠陥があったため生じた事故 ⑨石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故 ⑩汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。） ⑪医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為
	賠償責任	

上記傷害保険におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

5. 行事が変更されるとき

行事が順延または中止される等変更になる場合は至急、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

6. 一定期間の行事を包括的に保険申込みされるとき

一定期間内に行われる行事名、開催予定日、行事毎の参加人員等をあらかじめ、代理店または弊社までお知らせください。

＜ご注意＞

- ・この保険では、名簿等により客観的に参加者が確認できない行事についてはお引受けできません。
- ・賠償責任保険の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に開始し、末日の午後4時に終わります。行事を開催する期間にあわせて、これと異なる時刻を設定する必要がある場合は、代理店または弊社までお知らせください。

ご契約の際のご注意

- 保険料領収証：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

ご契約後のご注意

- 保険証券：保険証券が、1か月以上経過しても届かないときには、お手数ながら弊社へお問い合わせくださいますようお願いいたします。お問い合わせに際しましては、保険料領収証番号、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）および代理店名をご連絡願います。

示談交渉サービスは行いません

賠償責任保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、弊社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。
なお、弊社の承諾を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください（賠償責任保険普通保険約款第10条）。

保険金請求の際のご注意（賠償責任保険）

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求する事ができます（保険法第22条第2項）。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

このパンフレットは「行事参加者の傷害危険担保特約」をセットした普通傷害保険および施設賠償責任保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は「普通傷害保険 普通保険約款および特約」「賠償責任保険（一般種目用）の約款」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者（行事の主催者または参加者）が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

デイリー
サポート

お気軽にご利用ください。

- ①身の回りの法律
- ②身の回りの税金
- ③介護保険制度やケアプラン・各種介護関連事業者のご案内等介護全般
- ④公的年金等の社会保険
- ⑤グルメ・レジャー・冠婚葬祭等

☎ 0120-285-110

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

受付時間

（①②③④⑤は、いずれも土・日・祝日・年末年始を除きます。）

- ⑥健康（看護師がご対応します。）

☎ 0120-262-772

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

- ⑦介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報

ホームページアドレス

<http://www.kaigonw.ne.jp/>

- ①③④…平日／午前9時～午後5時
- ②…平日／午後2時～午後4時
- ⑤…平日／午前10時～午後4時
- ⑥…24時間365日

- ※ 各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。
- ※ サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。
- ※ サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承ください。

サービスの詳細については、専用チラシをご参照ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故は119番・110番

☎ 0120-119-110

受付時間： 携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
24時間365日 （「ア」行に登録できます）



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きたい、ご希望のサービス番号をお選びください。

☎ 0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。

0701-GJ05-07171-201307

E14-83170(1) 改定201308